

(一社)日本精神保健看護学会
第 5 期代議員各位

(一社)日本精神保健看護学会第 8 期役員選挙告示

(一社)日本精神保健看護学会第 8 期役員選挙を定款第 5 条および代議員・役員選出に関する規程に基づき、下記の通り実施いたします。第 8 期役員選挙の投票案内については、連絡先として学会に登録している正会員の連絡先（メールアドレス）に 2026 年 9 月中旬にメールにて学会事務局よりご連絡いたします。

なお、選挙はオンライン投票となりますので、指定の期日までにマイページ（学会員専用画面）より候補者へ投票してください。

1. 選挙人および被選挙人

- 1) 選挙人は、現在就任中の第 5 期代議員とします。選挙人名簿作成日：2026 年 9 月予定
- 2) 理事候補者となる被選挙人は、選挙人名簿作成日（2026 年 9 月予定）時点で就任中の第 5 期代議員とします。ただし定款第 29 条により理事の任期は連続して 3 期までと定められているため、現在 3 期連続就任中の理事は被選挙人の対象外とします。なお、現在就任中の監事は 2028 年度代議員会終結時まで任期継続中のため、同様に被選挙人の対象外とします。

2. 選挙の実施および方法

1) 投票方法

被選挙人名簿から、理事候補者 3 名に投票してください。

12 月中旬に会員マイページ上に開設する役員選挙投票ページより投票をお願いいたします。

マイページへのアクセスは、会員番号(ID)とパスワードが必要です。

※会員番号は 591 から始まる 10 桁の数字です。

操作方法でご不明な点がございましたら、学会事務局までご連絡ください。

(一社) 日本精神保健看護学会 事務局 E-MAIL : maf-japmhn@mynavi.jp

3) 投票締め切り 2027 年 1 月 29 日（金）12 : 00（予定）

3. 当選人について

- 1) 選挙において有効投票を多数得た者から順に当選人とします。
- 2) 同数の有効投票数を得た者については、会員歴の長い者を当選人とします。会員歴が同年の場合は、抽選により当選人を決定します。
- 3) 当選人が定まったときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得ます。
- 4) 当選人が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げて当選人とし、その承諾を得ます。
- 5) 当選人については、代議員・役員選出に関する規程第 11 条 6 項に基づき、理事長が学会総会にて報告し、学会誌およびホームページに発表いたします。

日本精神保健看護学会 選挙管理委員会
委員長 大熊 恵子
委員 寺田 美樹、宮本 有紀、森田 牧子